

2025年12月18日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 殿

(送付先)

〒920 - 0931
金沢市兼六元町9 - 40
金沢合同法律事務所
弁護士 渡邊 智美 先生

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目5番1号
日比谷マリビル11階 石井法律事務所
TEL : 03(3580)3581
FAX : 03(3580)3589
第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社代理人
弁護士 森 麻衣子
弁護士 奥 富 健



ご回答

冠省 当職らは、第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴法人からの2025年11月4日付け「申入れ書」（以下「本申入れ書」といいます。）に対し、以下のとおり回答いたします。

当社利用規約の各条項について、貴団体からのご指摘もふまえて検討いたしました。

当社としましては、ご指摘の条項について、規定の内容や当社における運用状況等に鑑み、必ずしも消費者契約法その他の法令に抵触するものではないと考えておりますが、利用者の皆様にとってより分かりやすい表示に改める観点等から、別紙のとおり各条項を改定する予定です。

草々

別紙

1. 本申入書の条項①を以下のとおり変更する。

■規約の変更

・当社は、利用者の一般の利益に適合する場合その他民法第 548 条の 4 第 1 項各号に定める事由がある場合には本規約を改定できるものとします。また、当社は、本規約の改定を行う場合は、当社ウェブサイトに掲示する方法、電子メールを送信する方法その他の適切な方法により、あらかじめ利用者にその旨を周知することにより、利用者への事前通知、の承諾なしに本規約を変更できるものとします。

2. 本申入書の条項②を以下のとおり変更する。

■合意管轄裁判所

・利用者と当社との間で問題が生じた場合には、双方が誠意をもって解決にあたるものとし、解決が困難かつ訴訟の必要が生じた場合本規約または本サービスに関する紛争については、利用者の住所地、または当社の本支店もしくは事業所の所在地を管轄する高松地方裁判所を利用者と当社の合意管轄裁判所とします。

3. 本申入書の条項③は削除する。

以上